

(対象名) 全体についての防火・防災に係る消防計画

1. 管理権原者の責務を次のとおり定める。

- (1) 統括防火・防災管理者を協議して定め、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせること。
- (2) 各々が防火・防災管理者を選任し、当該防火・防災管理者が作成した消防計画に基づき、防火・防災管理上必要な業務を適切に遂行させること。
- (3) 管理権原者相互に連携を図り、防火対象物の全体についての防火・防災の安全性を確保するよう努めること。
- (4) 次に掲げる場合には、消防機関に届出をおこなうこと。
 - ア 統括防火・防災管理者を選任（解任）したとき
 - イ 防火・防災管理者を選任（解任）したとき
 - ウ 全体についての消防計画を作成（変更）したとき
 - エ 消防計画を作成（変更）したとき
 - オ その他消防機関への届出の必要性があるとき

(例) 改装、用途変更、炉・ボイラー・電気設備等対象火気設備等の設置

2. 統括防火・防災管理者の責務を次のとおり定める。

- (1) 全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 全体についての消防計画に基づいた訓練の実施、避難施設等の維持管理、火災、地震その他の災害等が発生した場合の活動及びその他防火上必要な業務に関すること。
- (3) 防火対象物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う場合、各防火・防災管理者に対して必要な指示をすること。
- (4) 消防機関及び各防火・防災管理者との連携連絡体制を確立し、防火対象物の全体の安全性を確保すること。

3. 防火・防災管理者の責務を次のとおり定める。

- (1) 統括防火・防災管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について、統括防火・防災管理者に報告すること。
 - ア 防火・防災管理者に選任（解任）されたとき
 - イ 消防計画を作成（変更）するとき
 - ウ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - エ 防火・防災管理及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検実施結果について
 - オ 内装改修等工事を行うとき
 - カ 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
 - キ 臨時に火気を使用するとき
 - ク 催物を開催するとき
 - ケ その他防火・防災管理上必要な事項

- (2) この全体についての消防計画に適合するように、消防計画を作成すること。
- (3) 防火・防災管理者相互間に連携を図り、協力して防火・防災管理業務を推進すること。

4. 全体についての消防計画を次のように定める。

- (1) 管理権原者の権原の範囲（別表参照）
- (2) 全体についての防火・防災管理業務の一部委託（※）

- ① 防火対象物全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部委託を受けて、全体についての防火・防災管理業務を受託するものの業務の範囲及び方法は、別添「防火・防災管理業務の委託状況表」のとおりとする。
- ② 防火・防災管理業務の受託者は、この全体についての消防計画に定めるところによって、各管理権原者及び統括防火・防災管理者の指示の下、適正に防火・防災管理業務を行う。
- ③ 防火・防災管理業務の受託者は、統括防火・防災管理者に当該管理業務の実施状況を適宜報告する。

(3) 自衛消防訓練

- ① 統括防火・防災管理者は、防火対象物等の全体についての防火に係る自衛消防訓練を年2回以上、防災に係る自衛消防訓練を年1回以上、それぞれ定期に実施する。
防火訓練 (第1回) 月 日 (第2回) 月 日
防災訓練 月 日
- ② 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、あらかじめ訓練に関する計画を所轄消防署長に届け出る。
- ③ 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに検討会等によって訓練の検証を行い、次回の自衛消防訓練に反映させるとともに、必要があれば消防計画の見直しを行う。

(4) 避難施設等の維持管理

- ① 階段、廊下、通路等の避難経路には、避難の障害となる設備又は物品を設けない。
- ② 避難経路の床面は、つまずき、すべり等を生じないように維持管理する。
- ③ 避難口等に設ける扉は、（鍵をかけない ・ 容易に解錠できるよう非常錠とする）。
- ④ 防火戸や防火シャッターは、正常に作動するよう日頃から維持管理し、閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。
- ⑤ 防火戸や防火シャッターに近接して、延焼媒体となる可燃物を置かない。

(5) 自衛消防活動等

(自衛消防隊の組織及び編成)

- ① 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織の本部を_____階_____の_____に設置し、ここを活動拠点とするとともに、防火対象物全体の自衛消防の組織を編成する。
- ② 自衛消防の組織は、自衛消防隊長が統括指揮する。
- ③ 自衛消防の組織は、指揮班、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班及び安全防護班から編成される本部隊並びに各事業所の自衛消防の組織である地区隊をもって編成する。
- ④ 本部隊の各班には班を統括する班長を置き、班員は各事業所から分担して配置する。
- ⑤ 地区隊には地区隊を統括する隊長を置き、当該管理地区内で火災が発生した時は、各事業所の消防計画に定められた自衛消防活動を行うものとする。
- ⑥ 火災発生場所を管理する地区隊以外の地区隊は、積極的に自衛消防隊長の指揮下に入り、自衛消防活動を行うものとする。
- ⑦ 自衛消防の組織を次のように編成する。

自衛消防隊長	
(代行者)	
(代行者)	

本部隊	指揮班	【班長】	【班員】	名
	通報連絡班	【班長】	【班員】	名
	初期消火班	【班長】	【班員】	名
	避難誘導班	【班長】	【班員】	名
	応急救護班	【班長】	【班員】	名
	安全防護班	【班長】	【班員】	名

地区隊	自衛消防隊	自衛消防隊
	自衛消防隊	自衛消防隊
	自衛消防隊	自衛消防隊
	自衛消防隊	自衛消防隊
	自衛消防隊	自衛消防隊
	自衛消防隊	自衛消防隊
	自衛消防隊	自衛消防隊
	自衛消防隊	自衛消防隊

※1 事業所数が多く、同表に記入しきれない場合は、別表を作成し添付する。
 ※2 事業所が小規模で地区隊を編成できない場合は、階又はブロックで合同して自衛消防隊を編成する。

(通報連絡)

- ① 火災を発見した者は、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、防災センターに出火場所、状況等について報告する。
- ② 防災センター等の勤務者は、火災を確認後、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、必要に応じて放送設備等により周知する。
- ③ 火災の情報を正確に把握し、避難方向、階段の状況について必要な指示を行う。
- ④ 放送設備使用時には、パニックを防止するため放送内容に注意する。
- ⑤ 非常放送にあたっては、早口をさけ、同一内容を2回以上繰り返して行う。
- ⑥ 次に掲げる事項について、情報収集をおこない記録する。
 - ア 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険等の火災情報
 - イ 逃げ遅れ者、負傷者等の避難及び傷病者情報
 - ウ 消火活動、活動人員等の自衛消防隊の活動情報
 - エ 防火区画及び避難施設等の安全情報
 - オ 危険物品等の消火活動危険情報
 - カ その他消防活動上必要な情報

(消火活動)

- ① 初期消火班は、火災発生場所を管理する地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓を活用した初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を活用した延焼防止を行う。
- ② 火災発生場所を管理する地区隊は、速やかに出火箇所、火災規模、延焼危険及び応援要請等の火災情報並びに傷病者情報を統括防火管理者及び自衛消防隊長に報告する。
- ③ 消火活動時は、必ず退路を確保し、消火活動の継続が困難な場合は、速やかに消火活動を中止し避難する。
- ④ 初期消火班は、スプリンクラー設備による消火を確認した場合は、速やかに警戒区域のスプリンクラー制御弁を閉鎖して水損防止を行う。
- ⑤ 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を起動する場合は、防護区画内が無人であることを確認する。(※)
- ⑥ 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備が放出された防護区画には、消火ガスが換気されるまで絶対に入室しない。(※)

(避難誘導)

- ① 避難誘導班は、地区隊と協力し、出火階及びその直上階（出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階）を優先して避難誘導するものとする。
- ② エレベーターやエスカレーターによる避難の誘導は、原則として行わない。
- ③ 拡声器、懐中電灯及び誘導ロープ等の資器材を活用し、パニック防止に努めて避難誘導を行う。
- ④ 逃げ遅れ者、負傷者等の傷病者情報を統括防火管理者及び自衛消防隊長に報告するとともに、必要に応じて応援要請を行う。

- ⑤ 火災発生場所を管理する地区隊は、階又は事業所内における避難終了時には、防火戸や防火シャッターを閉鎖することにより火煙の流出を防ぐ。
- ⑥ 避難終了後は、必ず人員確認を行う。

(応急救護)

- ① 応急救護班は、火災、地震その他の災害等により、多数の負傷者が発生する恐れがある時は、に救護所を設け、地区隊の自衛消防隊及び救急隊と連携して応急救護活動を行うとともに、速やかに病院搬送が行えるよう体制を整える。
- ② 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号及び負傷箇所等必要な情報を記録し、それらの情報を救急隊に情報提供する。
- ③ 逃げ遅れ者の情報を得た場合は、現場に急行し、特別避難階段等の安全な場所へ救出する。

(安全防護)

- ① 安全防護班は、火災が発生した場合、空調設備の停止操作及び排煙設備の起動操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター及び防火ダンパー等の閉鎖を行う。
- ② 危険物等消防活動の支障となる物件が、火災発生現場の近くにある場合は、出来るだけ早期に除去する。
- ③ エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止する。

(休日・夜間等における防火管理体制)

- ① 火災を発見した場合は、直ちに消防機関（119番）に通報し、初期消火を行うとともに、在館者に火災の発生を知らせる。
- ② 緊急連絡網を活用し、速やかに統括防火管理者及び自衛消防隊長等の関係者に連絡する。

(特記事項) ※その他自衛消防活動における、取決め事項を記入してください。

(6) 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

- ① 統括防火・防災管理者は、火災が発生した際に消防隊に対して情報提供をするため、次に掲げる資料を_____に常備する。
 - ア 防火・防災管理維持台帳
 - イ 防火対象物の各階平面図、立面図、断面図及び内装仕様書
 - ウ 火気使用設備及び危険物品等の位置、構造に関する資料
- ② 消防車両の進入に障害となる物品等を除去し、消防車両の停車位置を確保する。
- ③ 誘導員を配置し、連結送水管及びスプリンクラー設備等の送水口並びに火災現場への誘導を行う。
- ④ 統括防火・防災管理者又は自衛消防隊長は、次に掲げる情報を消防隊現場到着時に報告する。
 - ア 出火場所、延焼範囲に関する火災情報
 - イ 逃げ遅れ者、負傷者等に関する避難及び傷病者情報
 - ウ 消防用設備等、排煙設備及び防火区画等に関する消防活動支援情報

(7) その他防火管理上必要な事項

(防火教育)

- ① 統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、消防機関等が開催する講習会等に参加し、防火管理に関する知識及び技術の向上に努める。
- ② 統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。
- ③ 各事業所の従業員に対する防火・防災教育については、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(放火防止対策)

- ① 建物周辺及び死角となりやすい階段、廊下等に可燃物を放置しない。
- ② 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
- ③ 挙動不審者の監視をおこなう。
- ④ 死角となる場所への監視カメラの設置や巡回監視を行うことにより、死角を解消する。

(工事中等の安全対策)

- ① 増改築、大規模な修繕等の工事が行われる場合、事前に所轄消防署から必要な助言を受ける。
- ② 使用部分と工事部分の防火・防災管理について、工事請負業者と協議により明確にしておく。
- ③ 統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、工事請負業者に対して火気使用設備及び引火性物品等の管理並びに工事作業員の監督及び防火教育を徹底するよう示達する。
- ④ 火災・地震その他の災害等が発生した時に、円滑な自衛消防活動が行えるよう、使用部分と工事部分の緊急連絡先を明確にしておく。

5. 震災対策

(日常の防災対策)

- (1) 統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、平素より地震災害を未然に防止するため、耐震措置、出火防止及び防災体制の確保を図り、必要に応じて補強する。
- (2) 統括防火・防災管理者は、事業所の什器類の転倒、落下防止措置状況を確認し、不備がある場合は、必要な措置を講じる。
- (3) 各管理権原者は、地震災害に備えて、応急手当用品、救助作業資器材及び非常用物品等を常備しておく。
- (4) 停電や輻輳（ふくそう）により電話が不通となった場合の連絡手段を予め定めておく。
- (5) 周辺地域の事業所、住民と地震発生時の協力体制を構築するように努める。

(地震災害対策本部) (※)

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合又は統括防火・防災管理者が必要と認める場合は、地震災害対策本部を設置する。
- (2) 地震災害対策本部は、管理権原者、統括防火・防災管理者、各事業所の防火・防災管理者及び本部隊の自衛消防組織によって構成する。
- (3) 地震災害対策本部は、建物全体の被害状況及び活動状況を把握して、必要な応急措置を行うとともに地区隊の自衛消防隊の連携が効率的に行えるよう、自衛消防活動を統括する。

(地震時の活動)

- (1) 情報収集
 - ア 本部隊の通報連絡班は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊に連絡する。
 - イ 地区隊は、各事業所の被災状況を本部隊の通報連絡班に報告する。
- (2) 初期救助、初期救護
 - ア 救出救護が必要な現場で火災が発生している場合は、原則として消火活動を行い、火災を制圧してから救出活動を行う。
 - イ 応急救護班は、倒壊により身動きがとれなくなった者の情報を把握し、人命危険が切迫している者から救出活動を行う。
 - ウ 建物内の被災が少ない場合や救出救護活動が概ね収束した場合は、積極的に周辺地域の救出救護活動に協力する。
- (3) 避難誘導
 - ア 本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班と協力し、避難場所へ誘導する。
 - イ 地区隊の避難誘導班は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、避難者に関する情報を本部隊の避難誘導班に報告する。

(地震後から再開までの活動)

- (1) 統括防火・防災管理者は、次に掲げる二次災害発生防止措置を講じる。
 - ア 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置。
 - イ 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置。
 - ウ 倒壊、落下危険等ある場所への立入禁止措置。
- (2) 統括防火・防災管理者は、復旧作業又は建物の使用を再開する時は、次に掲げる措置を講じる。
 - ア 復旧作業に関わる工事人に対する出火防止等教育を徹底する。
 - イ 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡体制を整える。
 - ウ 事業所における安全措置等については、それぞれの消防計画による。

6. 火災以外の災害対策

- (1) 毒性物質等の発散が疑われる事案が発生した事業所は、速やかに自衛消防隊長に報告し、事業所の消防計画に定める活動を行う。
- (2) 毒性物質等の発散による災害の自衛消防活動は、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置に限定する。
- (3) 自衛消防隊長は、パニック防止に配慮しながら、地区隊の避難誘導班と連携して在館者を指定された場所まで避難させる。
- (4) 地区隊は、逃げ遅れ者がいないよう人員確認を行い、適宜自衛消防隊長に報告する。

(特記事項) ※その他防火・防災管理に関する規約等あれば記入してください。

